

Raccoons にご支援ください！

ラクーンズは1967年に、アメリカンフットボールを愛する数名の学生によって同好会として結成されました。以来、中央大学学友会体育連盟への加盟、関東大学1部リーグ昇格や関東リーグプレーオフ進出等を経て、今日では1部リーグTOP8の常連校として、甲子園ボウルでの勝利、学生日本一を目指しています。

【最近の成績】

- 2023 / 1部TOP8 1勝5敗 6位
- 2022 / 1部TOP8 Aブロック2勝2敗 2位 上位リーグ進出 1勝2敗 4位
- 2021 / 1部TOP8 Aブロック3勝1敗 3位

ご寄付のお願い

Raccoons の更なる活躍のために、中央大学「白門飛躍募金」の「サポーターズ募金」により、学生へのご支援をお願いします。インターネットからのお申し込みについては、中央大学白門飛躍募金（以下QRコード）をご参照ください。「中央大学web募金」⇒「同意して寄付を申し込む」⇒「寄付目的」⇒「サポーターズ募金」⇒「支援先」⇒「H スポーツ・学術・文化」⇒「支援先詳細」（支援先に「アメリカンフットボール部」をご選択ください）

郵便局・銀行（金融機関窓口）からのお申し込みについては、専用振込用紙を中央大学総務部校友課（042-674-2442）までご請求下さい。
いずれの場合も、確定申告をすることで税制上の優遇措置（寄付金控除）が受けられます。（詳細は裏面を参照ください）



Raccoons からのお礼

年間寄付額に応じ、中央大学からの顕彰に加え、Raccoons 独自のお礼をさせていただきます。

- 寄付者全員：チーム幹部からのお礼状
- 3万円以上：上記に加え、Raccoons OFFICIAL YEARBOOK
- 5万円以上：上記に加え、Raccoons Original Goods
- 10万円以上：上記に加え、次期YEARBOOK誌面上にて特別功労者としてご紹介（ご希望者のみ）させていただきます

白門飛躍募金は中長期事業計画「ChuoVision2025」の事業を資金的な面から支えることを目的とした「ChuoVision2025募金」と、本学学生の日頃の学業や課外活動等、経常活動を支える事を目的とした「中央大学サポーターズ募金」の2つで構成されています

中央大学サポーターズ募金の対象事業
—本学学生の日頃の学業や課外活動等の経常活動を支援—

<教育・研究活動支援>
A) 学部・大学院教育の支援
※ご卒業の学部等をご指定いただけます。
B) 附属の学校との連携支援
C) 研究の支援
D) グローバル教育の推進

<学生支援>
E) 難関国家試験受験者の支援
F) 奨学金の給付
G) キャリア形成の支援

<課外活動支援>
H) スポーツ・学術・文化
※寄付者のみなさまが応援する「学生会部会」をご指定いただけます。
I) その他

<施設>
K) 施設

<指定なし>
Y) 指定しない（大学に一律）

※（A）（H）について、それぞれ振込用紙の「寄付対象事業」欄に「A：〇〇学部」「H：△△部」と、ご指定先を具体的に記入してください。

中央大学
CHUO UNIVERSITY

寄付お申込み 入力画面

STEP1 申込入力 STEP2 確認画面 STEP3 完了

寄付情報入力

寄付目的 ※ サポーターズ募金

支援先 ※ Hスポーツ・学術・文化

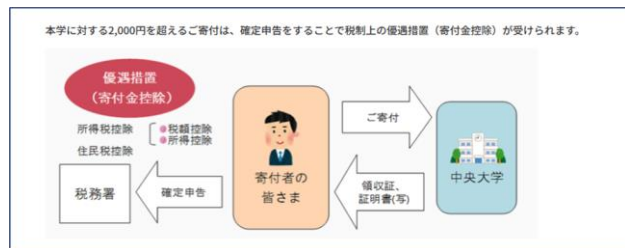
支援先詳細 ※ アメリカンフットボール部

以下の中から寄付方法一つを選択し、寄付金額を入力してください
◎今回のみの寄付 選択してください

寄付方法と寄付金額 ※
○毎月寄付する 選択してください
○年2回寄付する 選択してください

「中央大学サポーターズ募金」から「アメリカンフットボール部」をご指定頂く仕組みです

所得税：寄付金控除制度が適用されます



ご参考

<所得税の計算方法>

$$(1) \text{課税される所得金額} \times (2) \text{所得税率} - (3) \text{控除額} = (4) \text{所得税額}$$

(総所得金額から所得控除額を差し引いた金額)

①の所得控除額は、(4) から直接控除される金額を、②の所得控除額は (1) を算出するうえで控除される金額を指します。

< (例) 課税所得500万円の方が、年間5万円の寄付を行った場合>

①税額控除制度

【簡易計算式】
(50,000円 - 2,000円) × 40% × 102.1% = **19,603円**
寄付金額 (総所得の40%が上限) 復興特別税率 税の軽減額

注1：東日本大震災の復興財源の確保を目的とし、平成23年に公布された特別措置法に基づいた課税分

②所得控除制度

【簡易計算式】
(50,000円 - 2,000円) × 20% × 102.1% = **9,802円**
寄付金額 (総所得の40%が上限) 課税所得により復興特別税率 5～45%が適用 税の軽減額

所得税について

適用できる寄付金控除制度は、①税額控除制度、②所得控除制度のいずれかです。
確定申告の際に、寄付者ご自身でどちらか一方を選択いただけます。また、いずれの制度も、寄付を行った年の所得税から控除されます。

税額控除制度について

寄付金額（総所得金額の40%が上限）から2,000円を差し引いた額の40%を、所得税額から直接控除（所得税額の25%が上限）する制度です。

$$(\text{寄付金額} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \text{所得税控除額}$$

(総所得の40%が上限) (所得税額の25%が上限)

※所得税率に関係なく所得税額から直接控除されるため、多くの方において、②の所得控除制度よりも減税効果が高くなります。

所得控除制度について

寄付金額（総所得金額の40%が上限）から2,000円を差し引いた額を、課税所得から控除する制度です。

$$(\text{寄付金額} - 2,000 \text{円}) = \text{所得控除額}$$

(総所得の40%が上限)

※所得控除を行ったあとに所得税率を上げるため、所得金額に対して寄付金額が大きい場合には減税効果が高くなります。

（ご参考）寄付金控除による減税効果の目安金額

		10,000		50,000		100,000		200,000		300,000		500,000	
課税所得	寄付金額	税額控除	所得控除	税額控除	所得控除	税額控除	所得控除	税額控除	所得控除	税額控除	所得控除	税額控除	所得控除
3,000,000		3,267	817	19,603	4,901	40,023	10,006	51,688	20,216	51,688	30,426	51,688	50,846
5,000,000		3,267	1,634	19,603	9,802	40,023	20,012	80,863	40,432	121,703	60,852	146,130	101,692
7,000,000		3,268	1,879	19,604	11,272	40,024	21,544	80,864	41,964	121,704	62,384	203,384	103,224
10,000,000		3,268	2,696	19,604	16,173	40,024	33,020	80,864	66,713	121,704	100,406	203,384	167,792
15,000,000		3,268	2,696	19,604	16,173	40,024	33,020	80,864	66,713	121,704	100,406	203,384	167,792